

## ヒグマ活動期のヒグマ対処法引率者の検討について

ヒグマ活動期のヒグマ対処法引率者のあり方については、前回協議会での指摘等もふまえて、以下の方向で検討中。今後、法制的な検討と新たに設置する専門部会での資格要件等の検討を平行して実施し、早期に、結論を得たい。

### 1 引率者の位置づけ

ヒグマ活動期の利用にあたっては、団体利用（代表者立入認定制度を活用）のみとし、この場合の代表者として立ち入りを申請した際に、認定を受けられる基準として、ヒグマ対処法引率者であること（又はヒグマ対策の能力を有していること）とする予定。（基準については官報告示が必要であり、具体的にどのような表現とするかについては、今後、法制的な検討もふまえて決定する。）

ヒグマ対処法引率者は、（管理者側の一員ではなく）団体利用者の代表者。ただし、利用に際してヒグマに関する情報等を速やかに本部に無線で通報すること等全体の運営にあたって必要な協力を義務づけられる見込み。

### 2 ヒグマ対処法引率者に求められる資質等

ヒグマが出没しているおそれのある時期に

利用者を統括し、ヒグマと出会わないように誘導する。

ヒグマと出会った場合に、より安全な行動を取れる。

ヒグマに関する情報を本部と速やかに無線で共有できる。

こと等が必要。

なお、グループ全体を統括できることは、代表者認定制度での立ち入りをを行う代表者にとっては共通に要件。

一般的な自然ガイドとしての知識、技術等を不可欠とするものではないが、知床五湖の地理を熟知していることは必要（地区内でのヒグマの出没情報を無線で得て、ヒグマの進行方向を正確に予測できるようにするため）

### 3 認定基準

立ち入りの認定基準については、協議会において検討し、環境省が定める。ヒグマ対策引率者としての技能レベルの認定及び研修プログラムの内容などに協議会において検討し、実施する。

### 4 呼称

一般的な自然ガイドとの混同を防ぐため、今後、「ガイド」という呼称は用いない。

制度上は、「釧路自然環境事務所長が登録したヒグマ対処法引率者（仮称）」等と称するが、一般に分かりやすい呼称を用いる。

（例、五湖パイロット（水先案内人）、ナビゲーター、五湖レンジャー等）